

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年9月22日（水） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分	
会 場	へきしんギャラクシープラザ 大会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	13名 28名
欠席委員	中尾 充紀委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	岩瀬事務局長、鶴見事務局次長、近藤事務局課長、杉浦係長 市川主査、細井主査、曾我主事	
議事録署名者	9 太田 良子 委員 11 山村 京子 委員	

## 会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 9 太田 良子 委員 11 山村 京子 委員

また、欠席者は 12 中尾 充紀 委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第34号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第34号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号25～31の計7件です。申請内容は、売買が7件です。

譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが3件、農耕に精進するためが4件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが3件、相続によって所有者になったが耕作することが困難なためが1件、自営業で飲食店を経営しており管理していくことが難しいためが1件、高齢により耕作が困難なためが2件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。申請面積につきましては、田11,446㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第35号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第35号議案 農地法第5条の規定による申請について

ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号100から107までの8件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が6件、資材置場兼駐車場が1件、粘土採掘場が1件です。面積につきましては、田4,392㎡、畑1,511㎡、合計5,903㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号101です。申請日は令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する田及び畑を転用し、分家住宅を建築するものです。右肩に日程第2第35号議案資料と記載させていただきました冊子をご覧ください。議案書とは別のものとなっております。

1ページ目ではどこで誰がどのくらいの規模で何をするかを簡単に記載しています、こちらの下段にあります立地基準について2ページを用いて説明いたします。2ページ目をご覧ください。

申請地は住宅店舗事務所そして公共施設が連たんしている区域内の農地になりますので、許可見込みのある農地・第3種農地とみております。なお、周辺地目については3ページ目の公図でもご確認いただけますので、合わせてご確認をお願いいたします。

事業期間につきましては、令和3年11月1日から着工し、令和4年5月31日に完成する計画となっております。

土地利用計画については、4ページでご説明します。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界にコンクリートブロックを設置するため、隣接地への土砂の流出を防ぐ計画になっています。排水計画について、汚水は下水道に、雨水については敷地内の集水桝で集水し、最終桝を経由し、既設側溝へ放流する計画となっています。許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

説明案件を含む8件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件につきましては、先ほどの冊子の5ページに記載しております。今月は1件で受付番号107ですので確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、9月15日に、大見由紀雄委員と横山淳子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第3 第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第36号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号24及び25の2件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田18,529㎡、畑75㎡、計18,604㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第4 第37号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第37号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸し手と借り手の調整を行い、市が計画を立て、農業委員会の審議を経て、市が公告を行うことにより利用権が設定されるものです。

今回の計画は、農地中間管理事業による利用権設定を行うものです。

安城市では、通常4月15日付または6月15日付けで農用地利用集積計画の公告し、農地中間管理事業による利用権設定を行いますが、必要性が生じた際は、随時公告を行います。今回は、経営移譲を行うために権利設定を行います。

それでは、議案1頁目の「令和3年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和3年10月15日公告分」をご覧ください。今回の計画で新規に設定する面積が、

16,803㎡です。農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、10月15日付けで公告させていただきます。2頁目以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第9号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5報告第9号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号81から86の6件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が5件、敷地の拡張が1件です。面積は、田1,219㎡、畑462㎡の合計1,681㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号370から375の6件です。解約事由別にみますと、売却するため3件、自作するため3件です。面積は、田12,106㎡となっております。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号6の1件です。変更の事由としましては、新規採掘場を追加するため1件です。面積は、変更前 田6,461㎡となっております。変更後 田9,898㎡となっております。

続きまして、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、5件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。面積は、田32,689㎡、畑6,326㎡、合計39,015㎡です。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号2の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田622㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

## 1 安城農業振興地域整備計画の見直しについて（資料1：1～3ページ）

上記議題について、市川主査から次のとおり説明があった。

1ページ、資料1をご覧ください。

まず、1農業振興地域整備計画とは、とありますが、農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づきまして、国の基本指針及び県の基本方針を踏まえて策定するものです。この計画は、優良な農地を確保し、保全するとともに、地域の農業の振興を図るための総合的な農業振興に関する計画であり、概ね5年ごとに行う基礎調査の結果により計画を変更する必要があるときや農業振興地域の区域が変更されるときに所要の見直しを行うこととされています。この基礎調査としましては昨年、令和2年度に、農家1,000世帯へのアンケート、その他各種統計資料の分析などを実施しましたが、その結果から一定の農業情勢の変化などが認められました。また、三河安城駅南地区の市街化区域編入により、農業振興地域の区域が変更されるため、今年度は計画の見直し・変更を行うこととなります。

次に、農業振興地域整備計画というのは、資料に戻りますが、2の農用地利用計画と、その次の2ページの3にありますそれ以外の計画の部分とで構成されています。このうち、2の農用地利用計画においてはどのようなことが定められているかといいますと、まず、(1)農業上の土地利用の方向としまして、本市の農用地の約9割（田2,868ha/農用地3,291ha）を占める水田を中心に集団的な優良農地を確保し、保全しつつ、自然条件等の特性を生かした生産地形成を目標に農業経営の改善を推進することや、水稻、施設野菜、施設園芸、果樹、畜産等を主体とする生産性の高い高付加価値型農業経営を育成するとともに、効率的で安定的な農家への農地の利用集積を図ることを始め、計画的かつ効率的な土地利用の推進を図ることなどを定めています。

次に(2)、農用地区域の設定方針としまして、安城市の農業振興地域内には、農用地とすべき土地が現況で3,453haありますが、このうち、次のアからウまでに該当する農用地約3,291haについて農用地区域を設定することとします。この3,291haの農地が色地となるわけです。農用地とするのは、

まず資料(2)のAなんですけど、10ha以上の集団的な農用地です。次にイ、国が実施し、又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地、そしてウ、ア及びイ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地ということになります。

そして、次の(3)には農業振興地域内の土地の利用状況が記載してあります。まず、農用地につきましては、総面積が3,592haありまして、その内訳としましては、田、畑及び樹園地を合わせた農地が3,291ha、農業用倉庫などの農業用施設用地が8haで、その他としまして、これは主に農道や水路ということになります。これが293haあります。そして、農用地区域外の土地につきましては、総面積が2,851haありまして、このうちいわゆる白地の農地が162haあることになります。

次の2ページをご覧ください。(4)農用地利用計画の変更としまして、Aの基本方針等に基づく農用地区域への編入や除外は、該当がございません。

Aの基本方針についてですが、県の同意基準に基づいて市が定める農用地利用計画変更の基本方針であり、農地のうち、3方向以上が集落などに囲まれている集落介在地であり、10ha以上の集団的な農用地の中に含まれない、概ね30a以下の一団の農地であること、土地改良事業完了後20年以上が経過していることなどのすべての要件に該当するものに限り農用地から除外できると定められており、市の意向のみで農用地区域の変更ができるものではありません。

続いて、イの農業振興地域の区域の変更につきましては、3ページで示される約19.4haの区域がこの網掛がしてある区域ですね、市街化区域に編入されることにより、農業振興地域が減少するという区域の変更があり、この中に農用地区域が144,523.10㎡含まれていることから、この面積を農用地から除外するものです。

また、農用地区域の設定におきましては、安城市の企業立地推進計画による工業団地の見直しについても、整備計画にあらかじめ記載することを予定しております。

続いて、2ページ、3の農用地利用計画以外の計画の部分ですが、これは市の農業振興施策に関するもので、まず(1)の農業生産基盤の整備開発計画ですが、ここには、どのような基盤整備事業を行っていくかということが定めてあります。ほかには(2)の農用地等保全整備計画、(3)の農業近代化施設整備計画、(4)の生活環境施設整備計画などが定められています。これらにつきましては、前回の見直しから5年が経過することに伴って不要となった内容を削除するとともに、この先概ね5年の間に実施される事業等の内容や、新たな目標等を追加することとします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 不耕作地・違反転用農地の指導について（資料2：別添）

上記議題について、杉浦係長から次のとおり説明があった。

まずは委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変厳しい暑さの中、現地調査を行っていただきまして、ありがとうございました。

では、本日別にお配りしてございます資料のうち、右肩に「資料2」とある資料をご覧ください。こちらの1ページでございます。始めに、「(1) 指導対象農地の決定について」ご説明いたします。

皆様からご提出いただきました意見書に基づき、事務局職員が担当する地区の現地調査を行いました。

その結果、所有者に指導をすべき農地としたものを5ページ以降のリストに記載してあります。このうち、網掛けをしたものは昨年9月の本会での結果報告においてリストに挙がっていなかったもの、つまり、今年度新たに発生したものでございます。

一方、網掛けのないものは昨年度から継続して指導対象としている農地でございますが、網掛けのないものにつきましては、昨年度の指導でいったん解消されたものの、今回再び指導対象となったものも含まれております。

次に9ページをご覧ください。（真ん中あたりの小さい表のところですが）まず、不耕作地としての指導対象農地は103筆で78,276㎡、そのうち新たに発生したものは60筆の44,100㎡でございます。

昨年度と比較しますと、全体の面積は、約40パーセントの増加となっておりますが、その多くは今年度新たに指導対象になったものです。

また、違反転用の指導対象農地は、10ページから16ページに記載してございますが、ここでは16ページをご覧ください。違反転用農地は94筆、70,449.75㎡で、そのうち新たに確認されたものは4筆、2,514㎡でございます。

これらの結果を受けての今後のスケジュールですが、本日指導対象農地が決定されますと、不耕作地の所有者には、2ページをご覧ください。こちらにございますように、10月1日付けで、農業委員会会長と市長の連名によるの文書を送付いたします。また、この文書と併せて3ページの「利用意向確認書」を送付いたします。事務局あてに提出してもらおうこととしまして、所有者が貸付けを希



望しているのか、あるいは自ら耕作する意思があるのかといったことをいち早く確認できるようにしております。また、違反転用農地の所有者には、同じく連名の4ページでございます。こちらの文書を送付してまいります。こちらについても、指導の効果をより高めるために、下線部のように各種の許認可を受ける際に支障が生じる旨を告知するようにしております。

続いて1ページにお戻りください。「(2)」のスケジュールの4段目のところですが、改善の期限につきましては、10月29日としております。

そして、11月初旬には、推進委員及び農業委員の皆様には再び現地確認をしていただきますが、その際に改善が見られなければ、電話あるいは直接所有者に会っていただく等により、解消に向けた指導をお願いすることになります。したがって、10月の間の1か月は、指導対象者の是正行為を待つ期間、様子見の期間となりますので、11月以降に再び行っていただく現地調査や指導の方法等につきましては、来月、10月の農業委員会において、必要書類をお配りしながら詳しく説明をさせていただきます。

ただし、今回の10月発送の指導文書には地区担当の委員の氏名が記載してありますので、10月の間にも、指導文書を受け取った方から皆様に何らかの相談があることも当然に考えられます。したがって、まず、担当地区に指導対象の農地がある委員の方におかれましては、本日はこの資料2を、個人情報が含まれてはおりますが、必ずお持ち帰りください。そして、そうした相談があった場合への対応方法については、農地パトロールマニュアルを要約した内容を資料2の17ページに記載してございますので、参考にさせていただくとともに、特に除外や転用の可否の相談のように判断が難しいことにつきましては、遠慮なく事務局へご相談ください。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

連絡・報告事項についてです。

始めに、1 令和4年産米の生産数量目標面積の配分について(資料3)ですが、こちらは別に各利用改善組合様には周知してある内容でございます。

では定例会資料の4ページの資料3をご覧ください。令和3年9月2日に、愛知県農業再生協議会から、来年度の本市の米の生産数量目標が示されました。ご覧のとおり、数字上は前年度との大きな違いはございません。

そして、これを元に市内各集落の生産数量目標面積の配分基準値を算定しま

すと、一番下にありますように62.0%となります。

次に5ページをご覧ください。左から2列目の(A)列は、各集落の基本面積を示しておりますので、これにただいま申し上げた62.0%を掛けた数字が、(B)列の、米の作付目標面積になります。また、その右隣の列は、転作面積を示しております。

以上、私からはごく簡単にご説明いたしました。この件についての担当は市の農務課振興係となりますので、本日ご質問等をいただいた場合は、同係に確認した上で後日回答をさせていただきます。または、次第に記した連絡先に直接お問い合わせいただくこともできますので、いずれかの方法でよろしく申し上げます。

続きまして、2 令和3年度西三河・豊田加茂地域合同地域協議会でございます。これは、愛知県農業会議の主催で、西三河地域の農業委員会会長と事務局が定期的に集まり、その時々課題について話し合う会議でございますが、今回は昨年度と同様豊田加茂地域との合同で開催されます。10月19日、火曜日の午後2時から、豊田参合館で開催されますので、林会長と私が出席する予定をしております。

3 配付物についてですが、安城市が欠席しました9月17日に開催された農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の資料を本日配付させていただきましたので、お時間のあるときにお読みいただきたいと思います。また、のうねん9月号を配付させていただきました。

最後に、4 次回予定ですが、10月22日(金)の午後1時30分より第4会議室運営委員会を、午後2時30分より第10会議室にて定例会を開催する予定をしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時00分、議長は閉会を宣する。